

平成 22 年 3 月 1 日

金融庁監督局証券課 御中

『金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）  
信用格付業者向けの監督指針（案）』の公表について」にかかる意見

（意見提出者及び連絡先）  
一般社団法人流動化・証券化協議会  
格付け会社規制についてのワーキンググループ  
〒105-0001  
東京都港区虎ノ門 2-9-14 発明会館 3F  
TEL: 03-3580-1156  
FAX: 03-3580-1157

貴庁より平成 22 年 1 月 27 日付でパブリックコメントに付された『金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）信用格付業者向けの監督指針（案）』の公表について」について、その中で公表された「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）信用格付業者向けの監督指針（案）」について、下記のとおり意見を提出致します。

本意見書は、当ワーキンググループの責任において検討・とりまとめが行われたものですが、当ワーキンググループを含む当協議会会員は、オリジネーター、アレンジャー、受託者、投資家、格付会社、弁護士、公認会計士等の専門家等多様な立場から流動化・証券化取引に関わるため、個々の意見については、それぞれの立場において本意見書と異なる意見を有する可能性がございます。本意見書は、この点に留意しつつも、流動化・証券化市場の健全な発展という観点から、意見を申し上げるものである点、あらかじめ御了承頂ければ幸甚に存じます。

本意見書では、今回公表された「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）信用格付業者向けの監督指針（案）」を「監督指針案」といいます。

## 記

### （1）信用格付業者の監督に関する基本的考え方について

監督指針案 I-1「信用格付業者の監督に関する基本的考え方について」には、「信用格付を付与し、公表している格付会社については、今般の金融危機に際し、

利益相反の可能性、格付プロセスの妥当性及び情報開示の十分性等について、様々な問題が指摘されたところである。」「信用格付業者の監督の目的は、このような問題を踏まえ、信用格付業者の業務の適切な運営を確保し、その機能を適切に発揮させることにある。」といった記載が存在するが、これらの記載については、あたかも日本国内における格付け全般について過去に深刻な問題が存在したかのように誤解される懸念を否定できないと考える。

これらの記載は、金融審議会金融分科会第一部会における議論や同議論に基づく平成20年12月17日付金融審議会金融分科会第一部会報告書（信頼と活力ある市場の構築に向けて）等に基づく記載と理解している。

しかし、同報告書2頁以下の「I. 格付会社に対する公的規制の導入」「1. 背景・問題意識」の記載からも明らかとなり、これらの議論等は、日本国内において格付けをめぐる深刻な問題が発生したことを契機としてなされたものではない。むしろ、いわゆる米国のサブプライム・ローン問題に端を発して、米国において主に住宅ローンを裏付けとする証券化商品やその二次証券化商品等に対する格付けをめぐる問題が明らかになってきたことにより、国際的に格付規制の導入・強化が検討されるようになったことを契機とするものである。

そこで、監督指針案I-1「信用格付業者の監督に関する基本的考え方について」について、このような点が明確となり、日本国内における格付け全般について過去に深刻な問題が存在したかのような誤解の生じないように、御修正いただくか（例えば、「様々な問題が指摘されたところである。」の前に「欧米での事例を中心に」といった表現を追記することが考えられる。）、または、例えば監督指針案と同日に公表された「信用格付業者検査マニュアル（案）」「I 基本的考え方」「1. 背景」の冒頭記載のように、過去における格付をめぐる問題について言及しない記載に御修正いただきたい。

以 上